

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の 2において準用する同規程第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 7年 2月21日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定の更新をした指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	更新後の指定 の有効期限
第1478号	有限会社堀田ビジネス商会	令和12年 2月11日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課